

公益財団法人ひろしま国際センター
令和6(2024)年度草の根国際協力助成金交付事業募集要項

1 趣旨・目的

民間レベルの自発的な国際協力活動を推進するため、公益財団法人ひろしま国際センター(以下「センター」という。)では、民間の非営利団体が実施する国際協力活動に対して、事業費の一部を助成します。

なお、助成金は県民、企業等からご寄附頂いた草の根国際協力基金を原資としています。

2 対象事業

助成金交付の対象となる事業は、次に掲げるものをいいます。

また、対象事業の実施期間は、令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までとなります。

(1) 国際協力の担い手を育成する事業

民間レベルで国際協力活動を行う団体で活動する人材を育成する目的で、広島県内で実施される事業

例：講座、講習、講演会、シンポジウム、体験活動、調査、フォーラム、セミナー等人材育成事業

(2) 開発途上の国や地域を対象とした国際協力事業

福祉・保健・医療、環境保全、教育文化、産業技術などの分野で、開発途上の国や地域を対象に行われる事業

※ 営利、政治活動、宗教活動を目的とする場合、公共の秩序及び安全又は善良な風俗を害するおそれのある場合は助成の対象外となります。

3 助成額

助成額、助成対象経費、助成限度額は次の表のとおり。

対象事業	助成額	助成対象経費	助成限度額
国際協力の担い手を育成する事業	対象経費の50%以内 (但し、受益者が負担すべきものを除く。)	渡航費、講師謝金、講師交通費、印刷費、会場借上費、通信費、翻訳・通訳費等	1,000千円
開発途上の国や地域を対象とした国際協力事業	対象経費の50%以内・ 全体事業計画のうち、当該年度内に完了する事業	渡航費、物資・機材購入費、運搬費、保管費、教材費、印刷費、通信費、翻訳・通訳費、現地業務費等	2,000千円

※ 人件費、バス借上費、賃借料(会場借上費を除く。)、会議費、滞在費、食糧費、雑費などは助成対象経費となりません。

※ 助成対象経費のうち、他団体等から補助金等の交付を受けているものがある場合には、当該補助金等相当額を助成対象経費の額から控除します。

※ 旅費(渡航費・講師交通費含む)について、助成対象事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、按分等の方式により、当該事業に係る部分のみを助成対象とします。その他の助成対象経費についても、助成対象事業を実施する上で、通常必要と認められる部分のみを助成対象とします。

※ 同一団体による事業は、3回を限度とします。(令和4年度に助成を受ける事業から適用)

4 助成対象団体

公益を目的とした民間の団体で、かつ、次の要件をすべて備えた団体

- (1) 国際協力の理念を理解し、国際協力の推進を目的に活動すること
- (2) 広島県内に活動の拠点があること
- (3) 構成員の過半数が広島県内に住んでいること

5 申請手続

助成金の交付を受けようとする団体（以下「助成申請団体」という。）は、助成金交付申請書（別記様式 1）に、次に掲げる所定の書類を添えて、提出してください。

なお、提出された書類等は原則として返却いたしませんので、予めご了承ください。

- (1) 事業計画書（別記様式 2）
- (2) 事業予算書（別記様式 3）
- (3) 申請団体の概要（別記様式 4）
- (4) 団体の定款、規約、会則など
- (5) その他参考となる必要書類

※ 様式はホームページ（<https://hiroshima-hip.or.jp/>）からダウンロードできます。

（新着情報の【募集】草の根国際協力助成金交付事業 令和 6(2024)年度募集のご案内」の記事をご覧ください。）

※ これらの書類に記載された個人情報、当該助成事業の申請の審査等に関する用途のみに利用します。

6 提出期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日（月）から令和 6(2024)年 5 月 15 日（水）までに持参（土日祝日を除く 9 時から 17 時 45 分まで）又は郵送（必着）してください（ファクス又は電子メールによる受付は行いません。）。提出先は「12 お問い合わせ・申請書提出先」のとおりです。

7 申請の審査及び交付決定

- (1) 申請内容は、選考委員会において、次の項目について総合的に評価いたします。
 - (ア) 当該事業が、国際協力活動に関する人材育成効果が期待できるものであるか
 - (イ) 当該事業が、開発途上国の抱える開発課題の解決に資する内容であるか
 - (ウ) 支援地域の住民又は民間団体等との連携がとられているか
 - (エ) 資金計画・事務処理能力等当該事業の実現可能性が認められるか
 - (オ) 当該事業の実施により、助成申請団体の公益的な活動の拡大発展が期待できるか
 - (カ) 広島の特長・特色を生かした事業内容であるか

なお、「開発途上の国や地域を対象とした国際協力事業」の審査に当たって、選考委員によるヒアリングを行いますので、センターが指定する日時にご出席いただきますようお願いいたします。（ヒアリングにご出席いただけない場合は、採択出来かねますのであらかじめご了承ください。）

- (2) 選考委員会による評価の結果、得点の高い順に、予算の範囲内で交付決定します。採否結果は、令和 6 年 6 月下旬ごろに通知いたします。

なお、審査過程や結果に関する問合せには回答いたしかねます。ご了承ください。

- (3) 交付決定前に事業着手する場合は、本募集要項別紙の交付決定前着手届出書を提出することによって可能となります。ただし、交付決定前に実施した事業については、選考委員会における選考結果によっては助成対象とならない場合があります。

8 交付決定の取消等

- (1) 申請の内容と事実が著しく相違するとき、活動中に違法行為があったとき、助成金を他の用途に転用したとき等においては、交付決定を取り消す場合があります。これらの場合において、既に交付を受けた助成金があるときは、センターと協議のうえ、助成申請団体は直ちにその金額を返還しなければなりません。
- (2) 交付決定通知を受けた後、助成対象事業の内容等を変更しようとする場合は、遅滞なく事業変更承認願（別記様式 6）を提出し、その承認を受けなければなりません。また、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なくその原因等をセンターに報告し、その指示に従わなければなりません。

9 事業報告

- (1) 助成申請団体は、助成対象事業が完了したときは、1 か月以内に事業実施報告書（別記様式 7）を提出しなければなりません。
- (2) センターでは、国際協力のさらなる推進を図るため、助成申請団体に、助成対象事業について報告いただく場を設ける場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

10 助成金の支払

事業実施報告書を受理した日から 10 日以内に助成金額を確定し、その後すみやかに指定の預金口座へ振り込みます。ただし、事業実施の必要により助成金の早期交付を求める場合には、概算払請求書（別記様式 8）により交付決定額の 2 分の 1 を限度に概算払を請求することができます。

11 その他

本事業は、公益財団法人ひろしま国際センター草の根国際協力助成金交付事業実施要綱に基づいて実施します。

12 お問合せ・申請書提出先

名称：公益財団法人ひろしま国際センター 研修部

住所：〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1 ひろしま国際プラザ内

電話：082-421-5900 FAX：082-421-5751

担当：猪原（いのらは）

E-mail：hicc02@hiroshima-ic.or.jp

交付決定前着手届出書

年 月 日

公益財団法人ひろしま国際センター会長 様

申請団体名

代表職氏名

印

公益財団法人ひろしま国際センター草の根国際協力助成金交付事業への応募にあたり、次のとおり助成金交付決定前に事業に着手したいので、募集要項 7 (3)の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、補助金が交付されないこととなっても何ら異議の申し立てを行いません。

1 事業内容

例) 別紙のとおり

2 交付決定前に着手する理由

例) 8月6日に事業実施予定のため、4月中旬までに事業において使用する教材等を購入し、事前のリハーサルを行う必要があるため。

3 着手の時期

例) 令和6年4月12日以降